

項番	質問	回答
<b>○ 技能実習全体に関するもの</b>		
1	育成就労制度が始まった後どのような場合に技能実習が行えますか？	<p>○ 育成就労制度施行後も行える技能実習は、次の3つに限ります。</p> <p>①施行（令和9年4月1日）の際現に行っている技能実習</p> <p>②施行日から起算して3月以内に上陸許可を受け開始する技能実習（施行日前に技能実習計画の認定申請を行ったものに限りませ。）</p> <p>③施行日後に前段階の技能実習を修了した場合の次の段階に係る技能実習（技能実習3号への移行については、施行の際現に1年以上、技能実習2号の活動を行っている者に限りませ。）</p> <p>○ 詳細は「育成就労制度の施行に伴う技能実習の経過措置について」を参照ください。</p>
2	施行の際現に行っている技能実習とは具体的にどういことですか？	○ 「施行の際」とは、令和9年4月1日の0時をいませ。したがって、「施行の際現に行っている技能実習」とは、当該技能実習生が令和9年4月1日時点で、外国人技能実習機構から認定を受けた技能実習計画に基づき、技能等を要する業務に従事する活動を行っていることをいませ。
4	施行の際に、技能実習計画を中断している者は、どうなりますか？	<p>○ 施行日前から、技能実習実施困難時届出書を提出して技能実習を中断しており、施行日時点でも継続して中断している場合には、技能実習を再開することはできません。</p> <p>○ なお、施行日時点で引き続き技能実習を継続している場合は、施行日以降も従前のおり中断・再開が可能です。</p>
5	施行の際に、転籍手続きに係る「特定活動」で在留している者はどうなりますか？	<p>○ 施行日時点で「技能実習」以外の在留資格で在留している者（例：特定活動）は、当該在留資格の在留期間内は施行日以降も引き続き在留することができますが、施行日以降に「技能実習」への在留資格変更許可を受けることはできません。</p> <p>○ また、施行日以降、帰国などにより「技能実習」の在留資格を失った場合は、施行日以降、技能実習生として入国することはできません。</p>
6	育成就労制度が始まった後も技能実習に関する各種届出等を行う必要はありますか？	○ 育成就労制度の開始後も経過措置により行っている技能実習については、技能実習法令で定める各種届出等を行う必要があります。必要な各種届出等については、技能実習制度運用要領を参照ください。
7	技能実習の人数枠について、育成就労外国人は技能実習生の受け入れ人数枠の計算対象になりますか？	<p>○ 育成就労外国人は技能実習生の受け入れ人数枠の計算の対象となりませ。</p> <p>○ 他方で、育成就労制度に関しては、施行後も技能実習を行う1号技能実習生と2号技能実習生の数は、育成就労外国人の受け入れ人数枠の計算において、育成就労外国人の数として計算しませ（3号技能実習生の数は含みませ。）。</p>
<b>○ 技能実習3号への移行に関するもの</b>		
8	育成就労制度施行後、技能実習3号に移行できない場合があるようですが、移行するための要件はどのようなものですか？	<p>○ 育成就労制度施行後、技能実習2号から技能実習3号に移行するためには、施行日（令和9年4月1日）時点で、「技能実習2号」の在留資格をもって技能実習を行っている期間が1年以上であることが必要です。</p> <p>そのため、遅くとも令和8年4月1日までに技能実習2号の実習を開始している必要があります。</p>

項番	質 問	回 答
9	<p>転籍手続の関係で「特定活動」の在留資格に変更していた期間や、技能実習実施困難時届出書を提出の上、技能実習を中断している期間は、技能実習を行っている期間に含まれますか？</p>	<p>○ 「技能実習を行っている期間」は、「技能実習」の在留資格をもって技能実習に従事している期間を指します。このため、以下の期間は、「技能実習を行っている期間」には含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定活動」で在留している期間</li> <li>・技能実習実施困難時届出書を提出して技能実習を中断している期間</li> </ul> <p>(※ただし、技能実習実施困難時届出書を提出した後、困難となった事由が発生してから1カ月以内に、技能実習が困難となった理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(自由様式)を提出して再開した場合は技能実習を中断している期間から除きます。)</p>
10	<p>技能実習2号を1年以上行っていることはどう確認すればよいですか？</p>	<p>○ 技能実習2号への在留資格変更許可時に交付された在留カードに許可年月日が記載されていますので、そちらをご覧ください。許可年月日から起算して令和9年4月1日までの期間が1年以上であることを確認してください。なお、期間の計算に当たっては、除算される期間がありますのでご注意ください(除算期間については問9を参照ください。)</p>
<p><b>○ 入国に関するもの</b></p>		
11	<p>施行日前に技能実習計画の認定申請を行う予定ですが、技能実習はいつまでに開始する必要がありますか？</p>	<p>○ 施行日後に行う技能実習は、技能実習開始日が令和9年6月30日以前であることが必要です。また、技能実習生は令和9年6月30日までに上陸許可を受けなければなりません。</p>
12	<p>育成就労制度施行前に「技能実習」の在留資格認定証明書の交付を受けましたが、令和9年6月30日までに入国できなかった場合はどうなりますか？</p>	<p>○ 令和9年6月30日を過ぎた場合は、「技能実習」として上陸許可を受けることができません。</p>
13	<p>令和9年6月30日までに実習を開始する予定で計画認定を受けましたが、実習開始日が7月1日以降になりました。この場合も6月30日までに入国しないとダメですか？</p>	<p>○ 実習開始日が変更になった場合も、令和9年6月30日を過ぎた場合は入国できないため、6月30日までに入国する必要があります。なお、施行日前に在留資格認定証明書交付申請し、施行日後に証明書が交付された場合は、当該証明書の交付の日から3か月以内に入国する必要があります。</p>
14	<p>技能実習2号及び3号を開始する場合も令和9年6月30日までに入国する必要がありますか？</p>	<p>○ 在留資格認定証明書の交付を受けて新たに技能実習(1号だけでなく2号及び3号も対象です。)を開始する場合は、令和9年6月30日までに入国する必要があります。また、この場合の技能実習計画については、実習開始日が令和9年6月30日以前であることが必要であり、同日までに入国する必要があります。</p> <p>○ 育成就労制度施行後も行える技能実習については問1を参照ください。</p>
<p><b>○ 監理団体に関するもの</b></p>		
15	<p>育成就労制度施行後も監理団体の有効期間の更新や事業区分の変更は行えますか？</p>	<p>○ 育成就労制度施行後も技能実習に係る監理事業を行っている監理団体は有効期間の更新及び事業区分の変更を行うことができます。</p>

項番	質 問	回 答
16	監理団体の許可を取り消された場合、監理支援機関の許可を得ることはできますか？	○ 監理団体の許可取消し又は取消しに係る聴聞の通知を受けた日以降に監理事業の廃止の届出をした者は、当該取消し又は届出の日から起算して5年間は監理支援機関の許可を受けることができません。
17	監理支援事業の許可を受けた場合、監理団体として活動は行えますか？	○ 監理支援機関の許可を受けた者は技能実習の監理団体としても活動できます。監理支援機関の許可の申請については外国人技能実習機構のホームページを参照ください。（ <a href="https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/03/">https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/03/</a> ）
<b>○ その他</b>		
18	技能実習から育成就労に変更はできますか？	○ 育成就労制度施行後に技能実習を行っている者は、技能実習の途中から育成就労に切り替えることはできません。
19	育成就労計画の認定申請は施行前でも行えますか？	○ 育成就労計画の認定申請は令和8年9月1日から申請を受け付けることとしています。 ○ 育成就労計画の認定申請手続に関する案内につきましては、令和8年6月頃に、外国人技能実習機構ホームページ等で周知させていただく予定です。その他、育成就労計画の認定申請手続に関する情報について、随時、外国人技能実習機構ホームページに掲載していく予定です。（ <a href="https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/cat/">https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/cat/</a> ）
20	監理支援機関の許可申請は施行前でも行えますか？	○ 監理支援機関の許可申請については令和8年4月15日から申請の受け付けを開始しています。 ○ なお、多数の申請が集中することが予想されるため、施行日以降早期に監理支援事業を行うことを希望する場合は、監理支援事業を行う6か月以上前までに申請いただくことを強く推奨します。 例えば、施行日（令和9年4月1日）から監理支援事業を行うことを希望する場合は、令和8年9月30日までに申請していただくようお願いします。 ○ 詳細は外国人技能実習機構のホームページを参照ください。（ <a href="https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/03/">https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/03/</a> ）